

公 売

差押え不動産

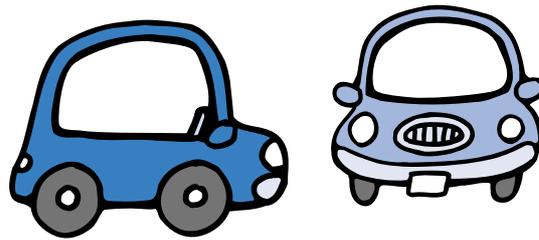
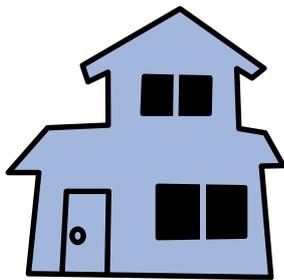
合同公売を行います

町では、町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税など）、国民健康保険税の滞納をなくすために、再三の催告にも応じない滞納者に対して、財産（不動産・給与・預金など）の差押えを行っています。

財産の差押えを行っても納付しない滞納者に対して、差押えをした不動産を公売し、滞納税などに充てています。

公売とは、税金などを滞納している人の差押え財産を強制的に売却し、その代金を滞納税などに充てるものです。

今回の公売は、吉岡町の対象物件はありませんが、前橋市・渋川市・伊勢崎市・富士見村・榛東村・玉村町・前橋県税事務所と合同の入札方式で行います。



- ▼入札期日 10月30日（木）
 - ▼入札時間 午前11時
 - ▼会場 群馬県地域防災センター（群馬県前橋合同庁舎南隣）
 - ▼問合せ先 群馬県前橋県税事務所個人県民税徴収対策室
 - ☎027・234・1814
- 物件などについてのお問合せは、公売を実施する市町村および前橋県税事務所へお問合せください。

平成 年度 国民健康保険税

平成 月 日

※本通知書記載の「個人年税内訳額」は内訳であり、健康保険上の世帯主含む）です。また、内訳額は「期「課税済額」の内訳額も含むため、本通知書の「期」ので、ご承知おき高齢者支援金等分

《①表題欄》
平成20年度国民健康保険税の後に「〇〇〇〇兼特別徴収開始通知書」と記載されています。

※「〇〇〇〇」の部分は、第6期（9月30日）納期分までの納付方法で記載が異なります。

- ・第6期まで現金納付の場合：〇〇〇〇兼特別徴収開始通知書→納税通知書兼特別徴収開始通知書
- ・第6期まで口座振替の場合：〇〇〇〇兼特別徴収開始通知書→口座振替通知書兼特別徴収開始通知書

年度	目的	徴収方法	金融機関名称	口座名義人	口座番号	税額	合計	医療分	支援分	介護分	納付金	個人
平成20年度	国民健康保険税	口座振替										
課税期間	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月	月～月
医療分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支援分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
介護分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
普通徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特別徴収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

《②徴収方法欄》
「普徴・特徴変更あり」または「併行徴収」と記載されています。

《普通徴収欄》
第6期（9月30日納期分）までの、現金または口座振替による納付税額・納期限が記載されています。

《特別徴収欄》
10月以降の、保険税が差引かれる年金の種類や、各年金支給月に差引かれる保険税額が記載されています。

（裏面をよくお読みください。）